

# 雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の 申請手続きを社会保険労務士に依頼した場合 最大10万円を補助します

## ○ 対象となる方

次の全てに該当する方が対象となります。

- 三原市内に本社・本店又は主たる事業所(注1)がある中小企業・個人事業主
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金について、広島労働局長の支給決定を受けている方
- 市税の滞納がない方

(注1):主たる事業所とは事業所単独で社会保険労務士に申請代行を依頼し、ハローワーク三原に雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請を行っているケースなどが該当

## ○ 補助金額

10万円を上限に対象経費の全額を補助(申請は1回限り)

## ○ 対象経費

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の申請に要した社会保険労務士への経費

※休業の初日が令和2年1月24日以降の申請が対象のため、支払い済みの経費も対象となります。

## ○ 提出書類

- 申請書兼実績報告書
- 雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の支給決定通知書の写し
- 社会保険労務士と締結した契約書等の写し
- 社会保険労務士への支払が確認できる書類の写し

## ○ 申請期間

令和2年6月5日～令和3年**8月31**日(消印有効)

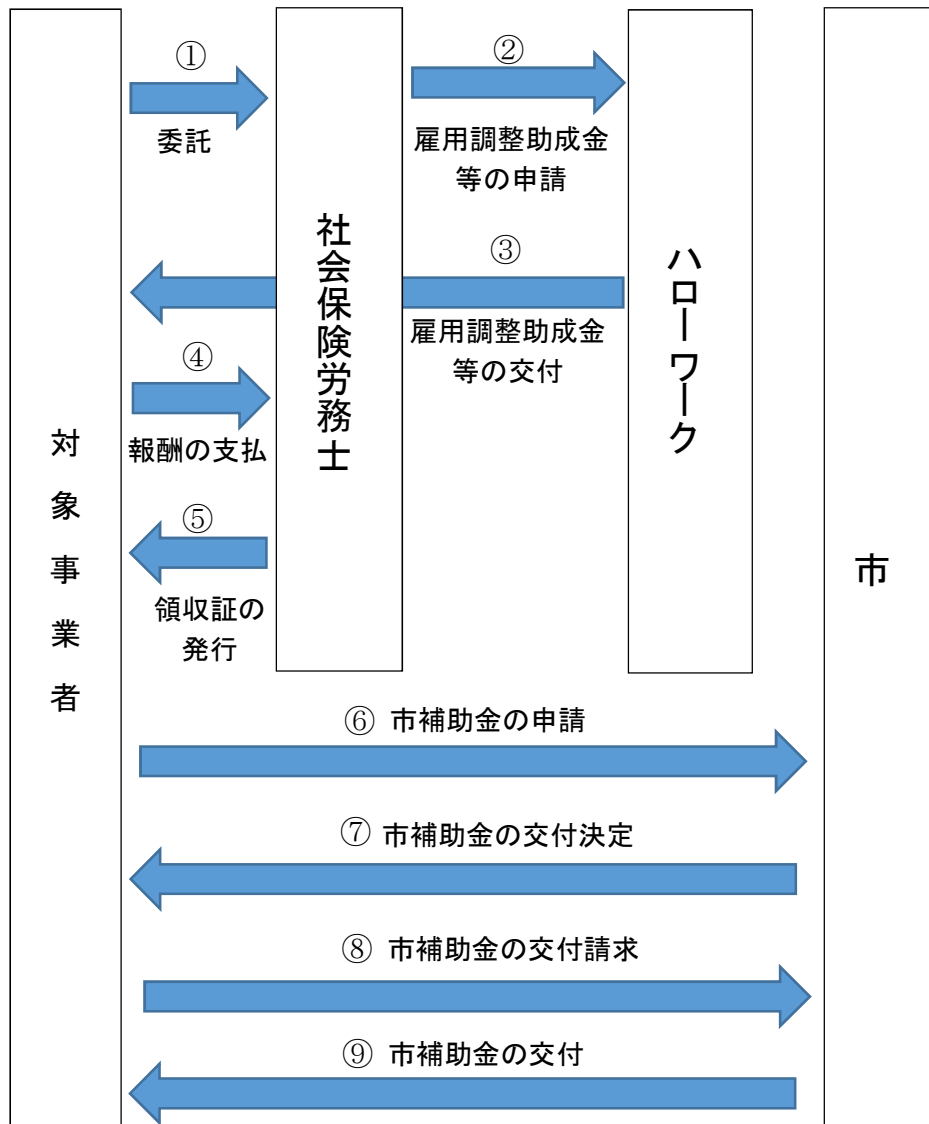
## ○ 問い合わせ先

三原市経済部商工振興課

〒723-8601 三原市港町3-5-1

電話：0848-67-6013 FAX：0848-64-4103

## ○ 手続きの流れ



## ○ 社会保険労務士に関する相談

- 広島県設置電話相談窓口  
電話：082-513-2831
- 広島県社会保険労務士会  
〒730-0015 広島市中区橋本町 10-10 広島インテスビル5F  
電話：082-212-4481

## ○ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金に関する相談

ハローワーク三原  
〒723-0004 三原市館町 1-6-10  
電話：0848-64-8609